

○総務省告示第百七十一号

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号）第十三条第三項（第二十三条の二、第二十三条の二十四及び第二十四条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の二十九の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第三百四号（TMC情報の構成を定める件）の一部を次のように改正する。

令和六年五月二十三日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前																									
<p>1 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号。以下「標準方式」という。）第二章、第三章並びに第四章第一節及び第二節に定めるデジタル放送に関するT M C C情報の構成は、別表第一号に示すとおりとする。</p> <p>1の2 標準方式第三章の三第一節に定めるデジタル放送に関するT M C C情報の構成は、別表第一号の二に示すとおりとする。</p> <p>1の3 標準方式第三章の三第二節に定めるデジタル放送に関するT M C C情報の構成は、別表第一号の三に示すとおりとする。</p> <p>[2・3 略]</p> <p>別表第一号 標準方式第2章、第3章並びに第4章第1節及び第2節に定めるデジタル放送に関するT M C C情報の構成</p> <p>[表略]</p> <p>別表第一号の二 標準方式第3章の3第1節に定めるデジタル放送に関するT M C C情報の構成</p> <table border="1" data-bbox="188 694 1064 1386"> <thead> <tr> <th>ビット割当て</th> <th>説明</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B₂₀・B₂₁</td> <td>システム識別</td> <td>別記第1のとおり</td> </tr> <tr> <td>B₂₂～B₂₅</td> <td>伝送パラメータ切替指標</td> <td>別記第2のとおり</td> </tr> <tr> <td>B₂₆</td> <td>起動制御信号</td> <td>別表第一号別記第3のとおり</td> </tr> <tr> <td>B₂₇</td> <td>カレント／ネットワーク情報</td> <td>部分受信フラグ 別表第一号別記第4のとおり</td> </tr> <tr> <td>B₂₈～B₄₅</td> <td rowspan="3">A階層伝送パラメータ情報</td> <td rowspan="3">別記第3のとおり</td> </tr> <tr> <td>B₄₆～B₆₃</td> <td>B階層伝送パラメータ情報</td> </tr> <tr> <td>B₆₄～B₈₁</td> <td>C階層伝送パラメータ情報</td> </tr> <tr> <td>B₈₂～B₈₇</td> <td>A階層F E Cブロックポインタ</td> <td>別記第8のとおり</td> </tr> </tbody> </table>	ビット割当て	説明	備考	B ₂₀ ・B ₂₁	システム識別	別記第1のとおり	B ₂₂ ～B ₂₅	伝送パラメータ切替指標	別記第2のとおり	B ₂₆	起動制御信号	別表第一号別記第3のとおり	B ₂₇	カレント／ネットワーク情報	部分受信フラグ 別表第一号別記第4のとおり	B ₂₈ ～B ₄₅	A階層伝送パラメータ情報	別記第3のとおり	B ₄₆ ～B ₆₃	B階層伝送パラメータ情報	B ₆₄ ～B ₈₁	C階層伝送パラメータ情報	B ₈₂ ～B ₈₇	A階層F E Cブロックポインタ	別記第8のとおり	<p>1 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号。以下「標準方式」という。）第二章から第四章第二節までに定めるデジタル放送に関するT M C C情報の構成は、別表第一号に示すとおりとする。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[2・3 同]</p> <p>別表第一号 標準方式第2章から第4章第2節までに定めるデジタル放送に関するT M C C情報の構成</p> <p>[表同左]</p> <p>[新設]</p>
ビット割当て	説明	備考																								
B ₂₀ ・B ₂₁	システム識別	別記第1のとおり																								
B ₂₂ ～B ₂₅	伝送パラメータ切替指標	別記第2のとおり																								
B ₂₆	起動制御信号	別表第一号別記第3のとおり																								
B ₂₇	カレント／ネットワーク情報	部分受信フラグ 別表第一号別記第4のとおり																								
B ₂₈ ～B ₄₅	A階層伝送パラメータ情報	別記第3のとおり																								
B ₄₆ ～B ₆₃			B階層伝送パラメータ情報																							
B ₆₄ ～B ₈₁			C階層伝送パラメータ情報																							
B ₈₂ ～B ₈₇	A階層F E Cブロックポインタ	別記第8のとおり																								

B ₈₈ ～B ₉₃	B階層FECブロックポインタ	
B ₉₄ ～B ₉₉	C階層FECブロックポインタ	
B ₁₀₀ ～B ₁₂₁	未定義	全て‘1’

注1 より小さいセグメント番号のセグメントを含む階層から順にA階層、B階層、C階層とする。

2 カレント情報は、現在の階層構成及び伝送パラメータを記述し、ネクスト情報には切替後の伝送パラメータを記述する。

別記第1 システム識別

値	意味
00	地上デジタルテレビジョン放送システム（標準方式第3章に規定するものに限る。）
01	地上デジタル音声放送システム
10	地上デジタルテレビジョン放送システム（標準方式第3章に規定するものを除く。）
11	未定義

別記第2 伝送パラメータ切替指標

値	意味	伝送する情報
1111	通常値	カレント
1110	切替え15フレーム前	カレント
1101	切替え14フレーム前	ネクスト
1100	切替え13フレーム前	カレント
⋮	⋮	⋮
0010	切替え3フレーム前	カレント

0001	切替え 2 フレーム前	ネクスト
0000	切替え 1 フレーム前	カレント

注 1 伝送パラメータを切り替える場合には、伝送パラメータ切替指標をカウントダウンすることにより、受信機に切替えの通知とタイミングの通知を行う。

2 '0000' の次は '1111' に戻るものとする。

3 新たな伝送パラメータは '1111' に戻ったフレームから適用する。

別記第 3 伝送パラメータ情報

説明	ビット数	伝送する情報
キャリア変調マッピング方式	4	別記第 4 のとおり
コンスタレーション識別	1	別記第 5 のとおり
LDPC 符号長	1	別記第 6 のとおり
LDPC 符号化率	5	別記第 7 のとおり
時間インターリーブの長さ	3	別表第一号別記第 8 のとおり。 ただし、'100' は使用しないこととする。
セグメント数	4	別表第一号別記第 9 のとおり

別記第 4 キャリア変調マッピング方式

値	意味
0000	未定義
0001	QPSK
0010	16QAM
0011	64QAM

0100	未定義
0101	未定義
0110	未定義
0111	未定義
1000	256QAM
1001	1024QAM
1010	4096QAM
1011	未定義
1100	未定義
1101	未定義
1110	未定義
1111	未使用の階層

別記第5 コンスタレーション識別

値	意味
0	均一コンスタレーション
1	不均一コンスタレーション

注 均一コンスタレーションは、信号点間距離が一定の値となる信号点配置をいい、不均一コンスタレーションは、信号点間距離が一定の値ではなく、組み合わせる誤り訂正符号の符号化率ごとに定める信号点配置をいう。

別記第6 LDPC符号長

値	意味
0	未定義
1	69120ビット

別記第7 LDPC符号化率

値	意味
00000	2 / 16
00001	3 / 16
00010	4 / 16
00011	5 / 16
00100	6 / 16
00101	未定義
00110	未定義
00111	未使用
01000	7 / 16
01001	8 / 16
01010	9 / 16
01011	10 / 16
01100	11 / 16

<u>01101</u>	未定義
<u>01110</u>	未定義
<u>01111</u>	未使用
<u>10000</u>	12 / 16
<u>10001</u>	13 / 16
<u>10010</u>	14 / 16
<u>10011</u>	未定義
<u>10100</u>	未定義
<u>10101</u>	未定義
<u>10110</u>	未定義
<u>10111</u>	未使用
<u>11000</u>	未定義
<u>11001</u>	未定義
<u>11010</u>	未定義
<u>11011</u>	未定義
<u>11100</u>	未定義

11101	未定義
11110	未定義
11111	未使用の階層

別記第8 FECブロックポインタ

値	意味
000000～111000	次フレームのFECブロック先頭位置（0～56）
111001～111110	未定義
111111	未使用の階層

別表第一号の三 標準方式第3章の3第2節に定めるデジタル放送に関するTMCC情報の構成

高電力階層（標準方式第23条の27に規定する高電力階層をいう。）に関するTMCC情報は別記第1のとおりとし、低電力階層（標準方式第23条の26に規定する低電力階層をいう。）に関するTMCC情報は別記第3のとおりとする。

別記第1 高電力階層に関するTMCC情報

ビット割当て	説明	備考
B ₂₀ ・B ₂₁	システム識別	別表第一号別記第1のとおり
B ₂₂ ～B ₂₅	伝送パラメータ切替指標	別表第一号別記第2のとおり
B ₂₆	起動制御信号	別表第一号別記第3のとおり
B ₂₇	カレント情報	部分受信フラグ 別表第一号別記第4のとおり
B ₂₈ ～B ₄₀	A階層伝送パラメータ情報	別表第一号別記第5のとおり。
B ₄₁ ～B ₅₃	B階層伝送パラメータ情報	ただし、別表第一号別記第6のうち、‘000’は使用しない

[新設]

B ₅₄ ～B ₆₆		C階層伝送パラメータ情報	こととし、別表第一号別記第8のうち、‘100’は使用しないこととする。
B ₆₇	ネクスト情報	部分受信フラグ	別表第一号別記第4のとおり
B ₆₈ ～B ₈₀		A階層伝送パラメータ情報	別表第一号別記第5のとおり。
B ₈₁ ～B ₉₃		B階層伝送パラメータ情報	ただし、別表第一号別記第6のうち、‘000’は使用しないこととし、別表第一号別記第8のうち、‘100’は使用しないこととする。
B ₉₄ ～B ₁₀₆		C階層伝送パラメータ情報	こととし、別表第一号別記第8のうち、‘100’は使用しないこととする。
B ₁₀₇ ～B ₁₀₉		連結送信位相補正量	別表第一号別記第10のとおり
B ₁₁₀		階層分割多重方式フラグ	別記第2とおり
B ₁₁₁ ～B ₁₂₁		未定義	全て‘1’

注1 より小さいセグメント番号のセグメントを含む階層から順にA階層、B階層、C階層とする。

2 カレント情報は、現在の階層構成及び伝送パラメータを記述し、ネクスト情報には切替後の伝送パラメータを記述する。

3 ネクスト情報は、切替前の任意の時間で設定又は変更を行うことができる。

4 ネクスト情報を伝送しない場合は、B₆₇～B₁₀₆は全て‘1’とする。

別記第2 階層分割多重方式フラグ

値	意味
0	階層分割多重方式（標準方式第2条38号に規定する階層分割多重方式をいう。以下同じ。）による放送あり
1	階層分割多重方式による放送なし

別記第3 低電力階層に関するTMCC情報

ビット割当て	説明	備考
B ₄ ・B ₅	伝送方式識別	別記第4のとおり

B ₆	カレント/ ネクスト情	部分受信フラグ	全て '0'
B ₇ ~B ₂₉	報	A階層伝送パラメータ情報	別記第5のとおり
B ₃₀ ~B ₅₂		B階層伝送パラメータ情報	
B ₅₃ ~B ₇₅		C階層伝送パラメータ情報	
B ₇₆ ~B ₈₁		A階層FECブロックポインタ	別表第一号の二別記第8のとおり
B ₈₂ ~B ₈₇		B階層FECブロックポインタ	
B ₈₈ ~B ₉₃		C階層FECブロックポインタ	
B ₉₄ ~B ₁₂₁	未定義		全て '1'

注1 より小さいセグメント番号のセグメントを含む階層から順にA階層、B階層、C階層とする。

2 カレント情報は、現在の階層構成及び伝送パラメータを記述し、ネクスト情報には切替後の伝送パラメータを記述する。

3 カレント情報及びネクスト情報の切替えは別記第1に規定するB₂₂~B₂₅の伝送パラメータ切替指標により行うこととし、値及びその意味は別表第一号の二別記第2に示すとおりとする。

別記第4 伝送方式識別

値	意味
00	地上デジタルテレビジョン放送システム（第3章の3第2節に規定するものに限る。）
01	未定義
10	未定義
11	地上デジタルテレビジョン放送システム（第3章に規定するものに限る。）

別記第5 伝送パラメータ情報

説明	ビット数	伝送する情報
----	------	--------

キャリア変調マッピング方式	4	別表第一号の二別記第4のとおり
コンスタレーション識別	1	別表第一号の二別記第5のとおり
LDPC符号長	1	別表第一号の二別記第6のとおり
LDPC符号化率	5	別表第一号の二別記第7のとおり
インジェクションレベル（高電力階層と低電力階層の電力差をいう。以下同じ。）	5	別記第6のとおり
時間インターリーブの長さ	3	別表第一号別記第8のとおり。 ただし、‘100’は使用しないこととする。
セグメント数	4	別表第一号別記第9のとおり

別記第6 インジェクションレベル

値	意味
00000	未定義
00001	未定義
00010	未定義
00011	未定義
00100	未定義
00101	5dB
00110	6dB
00111	7dB

01000	8dB
:	:
11101	29dB
11110	30dB
11111	未使用の階層

[別表第二号・別表第三号 略]

[別表第二号・別表第三号 同左]

備考 表中の「」の記載及び表裏規定の「重労働」を付した標記部分を除く全体に付した労働は並記する。